

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の 提出を求める公示

令和2年1月31日

北陸地方整備局長 吉岡 幹夫

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本件に係る見積決定及び契約締結は、当該業務に係る令和2年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

1. 当該招請の主旨

本業務は、直轄工事と他の公共機関が発注する工事における建設副産物の排出計画・実績、再資源化施設・最終処分場に関する情報、及び建設発生土の搬出・搬入に関する情報を北陸地方整備局管内の本局・事務所に提供するものである。

建設副産物及び建設発生土に関する情報は、建設リサイクルの推進において重要な情報であるため、網羅的に収集され、かつ速やかに提供される必要がある。

このことから、4. の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、応募者がいない場合、若しくは4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定の法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名 令和2年度建設副産物情報交換システム等情報提供業務

(2) 業務内容

- ① 建設副産物に係る情報提供
- ② 建設発生土に関わる情報提供

詳細は説明書による。

(3) 履行期間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

3. 業務目的

本業務は、直轄工事と他の公共機関が発注する工事における建設副産物の排出計画・実績、再資源化施設・最終処分場に関する情報、及び建設発生土の搬出・搬入に関する情報を北陸地方整備局管内の新局・事務所に提供するものである。

4. 応募要件

参加意思確認書を提出できる者は、以下の要件を満たしていること

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和1・2・3年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。
- ③ 有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類を提出していること。
 - ア 更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書（写しでも可）
 - イ 許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類の写し
 - ウ 上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届
- ④ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（上記書類を提出している者を除く。）

- ⑤ 北陸地方整備局長から指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- ⑥ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑦ 説明書の交付を直接受けた者であること。
- ⑧ 参加意思確認書を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

(a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- 1) 子会社等（会社法第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし1)については、会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社又は更生手続が存続中の会社等である場合は除く。

- 1) 一方の会社等の役員（株式会社の取締役（指名委員会等設置会社にあつては執行役）、持分会社（合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。）の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- 3) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(a)又は(b)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(2) 技術力に関する要件

公共事業における以下①及び②の実績情報を保有または提供を受けられること。

- ① 北陸地方整備局、北陸地方整備局管内の国、県、市町村、独立行政法人等の公共工事発注機関が発注する工事の受注者が登録した、建設副産物に係わる工事情報(以下「建設副産物情報」という)及び公共工事発注機関が発注した工事の受注者が逐次登録した情報※1、北陸地方整備局管内の再資源化施設及び最終処分場を運営する業者(以下「処理業者」という)に関する情報。

情報提供に際しては、対象とする工事、再資源化施設及び最終処分場の位置を縮尺変更可能な電子地図上で確認出来る機能を有するものとする。

また、建設副産物情報から建設リサイクル法及び建設副産物実態調査の提出書類が作成できる機能を有するものとする。

- ② 北陸地方整備局が登録する、建設発生土の搬出・搬入に係わる工事情報、土量情報(以下「土量情報等」という)及び北陸地方整備局管内の国、県、市町村、独立行政法人等の公共工事発注機関行政法人の公共工事発注機関(以下「公共工事発注機関」という)が逐次登録した情報※2。

情報提供に際しては、対象とする工事を中心に半径 50km の範囲内に存在する、土質・土量・時期等の条件が一致する相手工事を検索出来る機能を有すると共に、対象工事を中心に相手工事の位置を、縮尺変更可能な電子地図上で確認できる機能を有するものとする。

※1 建設リサイクル報告様式へ記入する建設副産物情報と同等の情報

※2 公共工事土量調査入力システムへ登録した土量情報等と同等の情報

(一財) 日本建設情報総合センターが有する建設副産物及び建設発生土に関するデータについて、本業務を履行するにあたりデータの入手を要する場合は、競争参加に先立ち、あらかじめ当該センターからの提供について書面による了解を得ること。

書面による了解は、参加意思確認書提出時までには得ることを原則とするが、参加意思確認書提出時までには書面による了解を得られない場合は、企画提案書の提出期限までに書面による了解を得ることが必要である。なお、この場合は参加意思確認書提出時に「企画提案書提出期限までには書面による了解を得られる見込みがある。」ことが要件となる。

- (3) 中立性・公平性に関する要件

中立・公平性を保つための規定が社則等に明記され、社員等に周知し厳格に運用している

こと。

(4) 守秘性に関する要件

社内規則等において、守秘義務の遵守及び違反した場合の規定があること。

(5) 業務執行体制に関する要件

令和2年4月1日から情報提供が行える体制を確保すること。

(6) 業務実績に関する要件

下記に示される同種又は類似の業務実績について、平成21年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない。）において、1件以上の実績を有していなければならない。

- ① 同種業務：公共事業の建設副産物又は建設発生土に関する情報のWEB方式による提供業務
- ② 類似業務：公共工事に関する情報のWEB方式による提供業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号

国土交通省北陸地方整備局 企画部 技術管理課 教習係

電話 025-280-8880(代) F A X 025-280-8861

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：令和2年1月31日（金）から令和2年2月20日（木）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分までに、電話又はF A Xにより申し込むこと。ただし、F A Xによる場合は、着信確認を行うこと。

交付場所：〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1丁目1番1号

国土交通省北陸地方整備局 総務部 契約課 購買第一係

電話 025-280-8880(代) F A X 025-280-8823

交付方法：交付期間内に必着で、切手を添付した返信用封筒及びC D等を同封し、5.

(2)へ郵送すること。CD等に複製したものを折り返し郵送する。(窓口交付は行わない。)

(3) 参加意思確認書の提出期限、提出場所及び提出方法

提出期限：令和2年2月20日(木) 17時00分

提出場所：5.(2)に同じ。

提出方法：持参又は郵送(書留郵便等の配達記録が残るものに限る。)するものとする。

電送又は電子メールによる提出は受け付けない。

6. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5.(2)に同じ。

(3) 当該応募者に対して企画競争実施のための企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限
令和2年3月9日(月) 17時00分

(4) 本件は、見積の日には決定を保留したうえで契約予定者を決定し、4月1日(予算成立が4月2日以降の場合は予算通知日)に見積決定及び契約締結を行うものである。ただし、4月1日までに令和2年度予算(暫定予算を含む。)が成立しなかった場合は、4月2日以降、予算の通知があった日とする。また、暫定予算となった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

(5) 詳細は説明書による。